ロ　会社分割により保険契約を承継させる保険会社等（以下この号及び次条において「分割会社等」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面
(1)　当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額
(2)　当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性
(3)　会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性
ハ　会社分割により保険契約を承継する会社（以下この号及び次条において「承継会社」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面
(1)　当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額
(2)　当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性
(3)　会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性
ニ　法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の異議の理由及び当該異議に対する分割会社等又は承継会社の対応を記載した書面
ホ　承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面
ヘ　保険契約の種類ごとに法第百七十三条の四第八項に規定する場合において解約する旨を申し入れた保険契約者の数並びに同項の規定により吸収分割会社又は新設分割会社（保険契約の全部を承継させる分割を行うものを除く。）が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面
七　当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

第百五条の六第一項第十一号中「五分の一」を「十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）」に改め、同条第四項中「第一項第六号に掲げる書面（同号ロに掲げる算出方法に係るものを除く。）」を「第一項第六号ロ(1)及び(2)並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる書面（算定の適切性に係るものを除く。）」に改める。

第百五条の六の次に次の一条を加える。

（会社の分割の認可の審査）

第百五条の六の二　金融庁長官等は、会社分割により保険契約を承継させる場合であって前条第一項の規定による認可の申請に係る法第百七十三条の六第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　会社分割により保険契約を承継させる目的及び分割対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二　会社分割後において、分割会社を保険者とする保険契約及び承継会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

三　会社分割後において、承継会社の第六十四条第一項の契約者配当準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

四　会社分割後において、分割会社及び承継会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

第百五条の七第一号中「第百七十三条の四」の下に「（第八項を除く。）」を加える。

第百六十六条第一項に次の一号を加える。

八　第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

第百六十六条の三を次のように改める。

（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

第百六十六条の三　法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一　移転先会社の商号、名称又は氏名

二　移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三　移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第百六十八条第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四　保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第百六十八条第二項及び第百六十八条の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五　法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に関する事項

六　保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七　移転対象契約者（法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第百六十八条第二項及び第百六十八条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

第百六十七条中「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、「第二百五十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「適用する場合」の下に「並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合」を加える。

第百六十七条の二を次のように改め、同条を第百六十七条の三とする。

（日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項）

第百六十七条の二　法第二百十条第一項において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第百六十六条の三各号に掲げる事項とする。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

（移転会社が払い戻すべき金額）

第百六十七条の二　法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。